

令和5年度第4回彦根市高齢者保健福祉協議会	
<p>■日時 令和6年（2024年）2月26日（月）13時30分～14：50</p> <p>■場所 彦根市障害者福祉センター多目的室</p> <p>■出席委員 安孫子会長、森副会長、石川委員、城戸委員、高橋（嘉）委員、笹委員、田口委員、辻委員、寺見委員、細田委員、村岸委員、横野委員（12名）</p> <p>■欠席委員 岡崎委員、文村委員、佐野委員、菅原委員、鈴木委員、高橋（孝）委員、友近委員</p> <p>■事務局 福祉保健部長、高齢福祉推進課長、高齢福祉推進課主幹、高齢福祉推進課（課長補佐、地域包括支援係長、事業者支援係長、介護保険係長）健康推進課長、保険年金課長、</p> <p>■傍聴 2名</p>	
開会	
事務局	<p>皆様、改めましてこんにちは。定刻となりましたので、ただいまから、令和5年度第4回彦根市高齢者保健福祉協議会を開催いたします。本日は彦根市高齢者保健福祉協議会公開要領第3条の規定により、会議は原則公開となっておりますので、傍聴の方が2名いらっしゃることをご報告いたします。</p> <p>まず、会議の成立についてですが、彦根市介護保険条例施行規則第17条第2項の規定では、第1号から第3号までの委員それぞれ1名以上の出席、かつ、委員総数の過半数の出席がなければ開くことができないと定められております。</p> <p>本日は、第1号から第3号までの委員、それぞれ1名以上にご出席をいただき、委員19名中、過半数の12名にご出席をいただいておりますので、当会議は成立していることをご報告申し上げます。なお、横野委員につきましては、遅れてくるという連絡をいただいておりますので併せてご報告いたします。</p> <p>それでは、開会にあたりまして、福祉保健部長より一言ご挨拶を申し上げます。</p>
福祉保健部長	（挨拶）
事務局	<p>ありがとうございます。続きまして、資料の確認をさせていただきます。</p> <p>（資料確認）</p>
事務局	<p>本日は、14時30分を終了予定とさせていただきたいと思っておりますので、皆様のご協力をお願いいたします。</p> <p>それでは、彦根市介護保険条例施行規則第17条第1項の規定により、会長が会議の議長となりますので、この後の進行は安孫子会長をお願いいたします。</p>
安孫子会長	<p>安孫子です。よろしくお願いいたします。ご発言はマイクを使用して、最初に所属とお名前をおっしゃってからお願いいたします。</p>
3 内容（議題、報告）	
(1) 第9期彦根市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画案について（報告）	
安孫子会長	<p>それでは、次第3（1）第9期彦根市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画案についてです。事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	（資料説明）
安孫子会長	<p>説明ありがとうございました。パブリックコメントに意見がなかったということなので、前回の協議会での意見を基に修正されて、書いていなかった部分を記入されての提出だったかと思えます。</p> <p>今の説明について、ご意見・ご質問ある方は挙手をお願いいたします。</p>

田口委員	パブリックコメントはなかったということですが、資料を取りに来られた方はいらっしゃるのでしょうか。元々、計画自体が市役所やどこかに行って資料をもらわないとわからないことになっているのか、あるいは、ホームページに掲載されたのか、教えていただきたいです。
安孫子会長	パブリックコメントの手順の説明をお願いします。
事務局	パブリックコメントにつきましては、他の計画等も同様ですが、彦根市の本庁の市役所と支所・出張所、高齢福祉推進課の窓口を設置をしており、本庁に5部、それ以外だと3部置かせていただきました。 また、広報紙にパブリックコメント実施の記事を掲載させていただきまして、そちらにホームページの案内もさせていただいております。ホームページでも意見の提出様式等を一式準備している状況です。私の知る限りでは、本庁で3～4部ほど持っていていかれている状況がありました。
安孫子会長	田口委員よろしいでしょうか。他の委員の皆さん、いかがでしょうか。
田口委員	介護保険料を13段階にするということで、昨年12月22日の社会保障審議会介護保険部会の資料で国からの指示が2点出ていますが、そちらはできているのかをお伺いしたいです。 1点目、1号被保険者間で所得再分配機能を強化するという内容がありましたが、前期と同様の13段階のままで、国からの要請には応じられているのでしょうか。
安孫子会長	保険料の段階的な部分の質問かと思えます。お願いします。
事務局	彦根市は以前から13段階を採用してきましたが、国の方は今までの9段階から13段階を示してきた状況です。高所得者の方からいただく分の乗率を上げて、低所得者の方に手厚くしていくという方向性が昨年末に示されておりますので、それに則りまして、彦根市も設定をさせていただいております。細かく言いますと、低所得者の方に関しては、第1段階から第3段階は8期よりも下がっております。例えば、第1段階の方で62円、第2段階の方で42円、第3段階の方で22円ほど月額が下がっている状況です。反対に、第9段階の方から第13段階の方では、155円から230円ほど保険料が上がっております。高所得の方に負担していただく方針が国から示されておりますので、国の方針に準じていると考えております。
田口委員	2点目の、低所得者の負担軽減に活用されている公費の一部について、現場の従事者の処遇改善をはじめとする介護に係る社会保障の充実に活用する、とありますが、この部分はいかがでしょうか。
事務局	国の方針に基づき彦根市も実施することとなります。
安孫子会長	他の委員の皆様はいかがでしょうか。 委員の皆様からご意見がなければ進めさせていただきますが、よろしいでしょうか。 今後について、策定を進めていただきますよう、よろしく願いいたします。
3 内容（議題、報告） （2）第9期彦根市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 概要版案について（議題）	
安孫子会長	2つ目の議題となります。次第3（2）第9期彦根市高齢者保健福祉計画・介護保

	険事業計画の概要版案について、事務局から説明をお願いいたします。
事務局	(資料説明)
安孫子会長	5ページの中核機関、彦愛犬権利擁護サポートセンターのFAX番号など、少し切れている感じもするので修正をお願いします。 ただいまの説明について、ご意見・ご質問がある委員の方は挙手でお知らせください。よろしくお願いします。
細田委員	シルバー人材センターの細田です。先ほどの4ページ(カラーページ)に各担当学区が記載されており、「ゆうじん」は字が切れているということでしたが、「いなえ」と「きらら」は担当学区が書いていないので、こちらも記載をお願いします。
安孫子会長	今後、この概要版はどのように市民の元に届くのでしょうか。全戸配布でしょうか。
事務局	全戸配布まではしておりません。市役所の各窓口、関係機関、介護事業所にお送りさせていただき、ホームページでも公開します。
安孫子会長	主な対象が市民になるということなので、市民が見やすく、理解しやすいように書かれているかという点もポイントかと思います。
田口委員	このような様々な計画について、市民の方が見て理解をするのは難しいと思います。説明会などをされる予定はないのでしょうか。ある市では、パブリックコメントの時も、パブリックコメントに出しているものについて説明会をしています。これができた後、「置いてあるから見に来て、理解してください」と言っても、私も読んでだけではわかりません。連合自治会の集まりやお年寄りが集まる時など、何か説明会をするというような予定はないのでしょうか。
事務局	特に説明会の場を設けることは想定しておりませんが、実際あることとしては、民生委員さんの研修会等の際に計画の説明をさせていただくことは考えられるかと思えます。第8期計画期間中にも実際に呼ばれて説明をさせていただきこともありましたので、そういった機会はあるかと思えます。あとは、自治会等から講座の依頼がもしあれば、そのような機会に積極的に説明をさせていただきたいと思っております。
田口委員	様々な計画が市から出ていますよね。「～について説明会をします、来たい人は集まってください」というようなサービスをされたらいかかかと思えます。要望がなければ行かないということではなく、積極的に市から広報をする姿勢があるといいのではないかと思います。
安孫子会長	他の委員の持っているらっしゃる団体などで、そのような説明をする機会はあるのでしょうか。彦根市社会福祉協議会の高橋さんなどいかがでしょうか。
高橋委員	彦根市社会福祉協議会の高橋です。サロンや自治会の役員会、見守り会議等に職員が参加をさせていただいておりますので、その時に説明ということであれば、高齢福祉課さんをお願いをして説明していただけると思っています。そこは協力をしていただいていますし、連携をしていきたいと思えます。
安孫子会長	他の委員の方、意見はございませんか。
森副会長	民生委員の森と申します。地域包括支援センターに様な相談事をさせていただいていますが、まだまだ民生委員の中には、戸惑ってどうしたらいいのかということが多いです。成年後見制度についても、もう少し深く民生委員にも教えていただけたらと思えます。

	<p>今1つ問題を抱えているのが、独居の認知症の方についてです。周りにもご親戚がおらず、通帳などの管理が全くできない状況の方に成年後見制度は使えるのでしょうか。自分から相談ができない、周りが見ていないといけない状況の方はどうしたらいいのでしょうか。</p>
安孫子会長	<p>ありがとうございます。1点目は民生委員・児童委員さんが、より良く制度を理解するという仕組みがあるのかということ。2点目は個人的な事例を基に、そういったことの対応が可能かということかと思えます。お願いします。</p>
城戸委員	<p>1点目につきましては、民生委員さんを対象に出前講座をさせていただいています。私も彦愛犬権利擁護サポートセンターですので、愛知郡・犬上郡も対象です。それぞれ民生委員さんの会合に行きまして、1時間程度お話をさせていただきます。呼んでいただければ、出張講座をさせていただきます。</p> <p>2点目につきましては、彦根市社会福祉協議会で地域福祉権利擁護事業という、いわゆる金銭管理をさせてもらっているのと、彦愛犬権利擁護サポートセンターでは、成年後見制度に基づく財産管理などをさせていただいています。地域福祉権利擁護事業はあくまでも契約になってきますので、契約能力のある方が対象になります。類型が、補助・保佐・後見とありますが、成年後見になると契約能力が全くなっていくかと思えますので、そういった場合は成年後見制度を考える必要があると思えます。補助・保佐の場合は、ご本人の意思や希望が大事になってきます。後見になると、本当はご本人の希望が1番大事なのですが、診断書に基づいてご本人の申立て自体が難しくなってきますので、そういった困られている方については、首長申立てなどで進めていくことになるかと思えます。その人の状況によって、包括さんも勉強して下さっておりますし、地域包括支援センターにまず相談をしていただければ、個別の相談案件がこちらに回ってくるかと思えます。またご活用ください。</p>
安孫子会長	<p>研修については、依頼があれば出前講座などを随時させていただいているということですね。個別の相談案件については、地域包括支援センターを通しながら、具体的な内容などを整理していただき、必要なものにつないでいただくよう今後もよろしくお願い申し上げます。</p>
横野委員	<p>今の話に関連している話だと思えますが、勉強不足でわからないので教えていただきたいです。計画書に出ている成年後見制度というのは、基本的には認知症や知的障害など判断能力がない方、例えば、身寄りがない一般の高齢者の方などが対象で、いわゆる後見人を立てるといった話がありますが、それとは全く別の話でしょうか。</p>
城戸委員	<p>判断能力以外の面でお困りの身寄りのない方につきましては、身元保証制度をご利用いただいているかと思えます。今は民間でしかしておりませんので、聞いたことがないかもしれませんが、この辺りで言うと、彦根市に事務所を持っていらっしゃるの、「きずなの会」があります。そういったものを利用して、病院に入院する時の保証人であったり、入所される時の身元保証であったり、そのようなことをされています。彦根市社会福祉協議会につきましても、身元保証の関連で現在検討もしています。</p>
安孫子会長	<p>他の委員の皆様はいかがでしょう。</p>
田口委員	<p>概要版について、できるだけお年寄りにも見えるような文字の大きさでお願いをしたいと思います。例えば、4ページ、電話番号まで読めないという人が出てくるかもしれな</p>

	<p>いので、一覧表を一番後ろにつけるなど、そういった工夫があってもいいかと思いません。</p>
安孫子会長	<p>細かい文字だと見えにくい部分もあるので、最終的に出される際には、文字のフォントや数字の形などもご検討していただいて、高齢者の方が見やすいようお願いいたします。</p> <p>他の委員の皆様はいかがでしょう。意見がないようですので、次に移らせていただきます。概要版については今回の意見を参考に進めていただけたらと思います。</p>
<p>3 内容（議題、報告）</p> <p>(3) ショートステイから特別養護老人ホームへの転換について（報告）</p>	
安孫子会長	<p>それでは、次第3(3)ショートステイから特別養護老人ホームへの転換について、になります。前回の協議会で、委員の皆様からご意見をいただいたものを慎重に検討させていただいてから進めていただくというお話があったかと思いますが、その報告となります。事務局からお願いいたします。</p>
事務局	<p>お手元に配布しております「特別養護老人ホーム入所・退所に関する状況調査」も併せてご参照ください。</p> <p>昨年の12月26日に開催いたしました、第3回彦根市高齢者保健福祉協議会にお諮りしました、ショートステイから特別養護老人ホームへの転換につきましては、委員の皆様からご意見を頂戴いたしました。その際、安孫子会長からも「施設の実情や高齢者を取り巻く環境なども検討の材料とし慎重に判断いただきたい」とのご意見がございましたので、その点を受けてご報告させていただきます。</p> <p>まず最初に、今回のショートステイから特別養護老人ホームへの転換に係る経緯や今後の流れ等につきまして、委員の皆さまに丁寧なご説明ができておりませんでしたので、この場をお借りいたしましてお詫びいたしますとともに、新ためて、今回の経緯からお話させていただきたいと思います。</p> <p>ショートステイから特別養護老人ホームへの転換について要望がありましたのは、令和5年4月6日に、社会福祉法人心暖まる会から本市へ要望がございました。</p> <p>内容につきましては、「特別養護老人ホームの待機者が100名程おられ、ショートステイの稼働率は新型コロナウイルス感染症のことを考慮しても51%であることから、ショートステイ10床から特別養護老人ホーム10床へ転換することで、待機者の要望に応えたい。」というものでした。心暖まる会は、ショートステイの稼働率を上げるため、事業所として様々な対策は試みたものの低迷し稼働率は50%程度であること。今後、転換後も特別養護老人ホームに空きがあるときは空床利用型によるショートステイの受入れは行っていくとの要望がございました。</p> <p>この要望を受け、本市においてショートステイの現状や特別養護老人ホームの待機者の現状等を調査した結果により転換に係る方針を定めた後、第8期彦根市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の89ページにあります「3 介護保険サービス基盤の整備方針」の中で、「介護サービス基盤の整備に当たっては、次の内容（転換等）にも考慮し、「彦根市高齢者保健福祉協議会」の意見も踏まえて弾力的に整備を進めます。」としておりますことから、前回の協議会でお諮りさせていただきました。</p> <p>前回の協議会では、委員の皆様から現状に対する様々な意見をいただきましたこと</p>

	<p>から、再度、本市で特別養護老人ホームの現状の聞き取り調査を行いました。</p> <p>調査内容は、お手元にお配りしております「特別養護老人ホーム入所・退所に関する状況調査」をご覧ください。市内の特別養護老人ホーム 12 施設を対象としまして、令和 3 年度から令和 5 年度の期間、入所者数・退所者数・入所者（申請者）の平均待機期間・稼働率の調査を行いました。また、市内ショートステイ 5 事業所の稼働率については、彦根市被保険者の給付実績により算出を行いました。</p> <p>調査の結果から申しますと、まず、特別養護老人ホーム 12 施設中 10 施設から回答がありました「入所者数」と「退所者数」についてですが、令和 3 年度と令和 4 年度は若干退所者数の方が上回りますが、3 年度トータルで見ますと、入所者数 670 人に対し退所者数 652 人と入所者数が 18 人多くなっております。これは、近江ふるさと園の休床が 20 床解消された影響で増加したものと考えられます。</p> <p>次に、特別養護老人ホーム 12 施設中 8 施設から回答がありました「入所者（申請者）の平均待機期間」は、施設によって差はあるものの、令和 5 年度で全体として 146 日約 4 ヶ月以上あるとの結果でした。</p> <p>この結果を受け、前回の協議会での会長の指示を踏まえまして判断いたしますと、今回の転換は待機者の一定の解消に資するものであり、市民サービスの向上にもつながっていくものと判断いたします。</p> <p>今後の転換に係る手続きにつきましては、心暖まる会から滋賀県へ転換に係る申請を提出されます。その後、滋賀県から本市に対して転換に係る本市の意見を書面にて求められることとなります。その際、協議会での委員の皆さんから頂戴しました意見や本市による独自の調査結果なども踏まえ、「今回の転換による待機者の一定の解消に資するものと考えてはいるが、地域の関係者からの様々な疑問や懸念に対して客観的に証明や判断ができないことも数多く存在する。また、地域の医療機関や関係者からは、たん吸引などの医療的処置が必要な高齢者や虐待などを含む困難ケースなどについては、受け入れてもらえる施設がなかなか見つからないといった意見も聞かれることから、地域の実情の把握に努め、社会福祉法人としての役割を果たしていただけるよう指導いただきたい。」という形で、滋賀県にも訴えていきたいと考えております。</p> <p>4 月から始まります第 9 期計画においては、今回の心暖まる会の転換以降、転換を認めないこととし、既存の施設の有効活用を行っていく整備方針といたしました。今後、第 10 期計画におきましては、社会的な状況を鑑みて判断することとなりますが、転換に係る議論が必要となれば、一定の基準を設けるなど検討をまいります。</p> <p>以上、転換に係る経緯説明と本市の方針としてご報告させていただきます。</p>
安孫子会長	<p>前回の協議会で様々な意見があったと思います。介護が長引くというところで、家族の人も特別養護老人ホームに入りたいと申請をされている待機者がいらっしゃるということですが、施設側としても、特別養護老人ホームの待機者への対応を考えていただいている。また、特別養護老人ホームに一次的に空きが出ればショートステイの利用希望者にも、利用していただく、というようなお考えもあったかと思います。そういったものを整理していただいて、彦根市内の特別養護老人ホームの状況等を含んだ報告でした。皆さんご理解いただけましたでしょうか。</p>

	<p>今回は現状や背景を考えていただいた結果だったかと思いますが、今後も状況が変わることによって、特別養護老人ホームの入所希望者数やショートステイの利用人数がさらに上がることもあるかもしれませんので、その際は協議会で諮っていただいて、委員の皆さんのご意見を聞いていただけたらと思います。それでは、報告は以上となります。</p>
<p>3 内容（議題、報告）</p> <p>（４） おむつ等購入費助成事業の取り扱いについて（報告）</p>	
安孫子会長	<p>3（４）オムツ等購入費助成事業の取り扱いについて、報告をお願いします。</p>
事務局	<p>（資料説明）</p>
安孫子会長	<p>国の動向を受けて、支給要件や対象者等に変更しないということで、申請方法等については彦根市では考えられているということです。皆さんよろしいでしょうか。</p>
<p>4 その他</p>	
安孫子会長	<p>それでは、本日の協議会は以上となりますが、委員の皆様から何かございますか。</p>
田口委員	<p>協議会ごとにお伝えしておりますが、計画に彦根市長の挨拶を載せていただきたいと思っております。大津市の計画をみると、目次の前に大津市長の挨拶が書いてありました。彦根市の老人福祉に対する思いといいますか、気構えがそこに表現されると思っておりますので、ぜひとも載せていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>そのことを報告できずに申し訳ございません。他市町の計画を調べさせていただく中で、確かに市長の挨拶が載っている市もあり、彦根市福祉保健部内の他計画におきましても、過去に載っているものもございました。田口委員の意見を受けて検討させていただいたのですが、選挙等で市長が代わった際に、前市長の顔写真や名前がそのまま載っていることに違和感があることもあり、議論の上、福祉保健部内では市長挨拶は載せないということで統一させていただきました。ご了承をいただきたいと思っております。</p>
田口委員	<p>それでは、介護保険の事業を進めるにあたって、市としてはこのようなことで考えているというような文言を、高齢者に対する挨拶として載せていただけてほしいでしょうか。「彦根市としてはこういうことで作りました、皆さんよろしくね」という挨拶はあってもいいかと思っております。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。田口委員がおっしゃっていただくことも承知しておりますが、こちらの計画の「第1章計画策定の趣旨」等の中で、既に彦根市として計画策定の趣旨を記載しておりますのでご理解いただきますようによろしく願いいたします。</p>
田口委員	<p>それでは、一市民として、市長へのお手紙をお願いをします。市議会にも、載せたらいかがでしょうかと言っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p>
安孫子会長	<p>ありがとうございます。その他の委員の皆さん、よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、全てが滞りなく終了しましたので、事務局へお返しいたします。</p>
事務局	<p>本日は長時間にわたり、ありがとうございました。委員の皆様には熱心にご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。皆様のおかげで、第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画をまとめることができました。本市といたしましては、今年度末までに計画を策定し、令和6年度からは、この計画に基づいて、高齢者施策</p>

を推進しまいたいと考えております。委員の皆様におかれましては、今後とも各方面からのお力添えをよろしくお願いいたします。

それでは、これもちまして、令和5年度第4回彦根市高齢者保健福祉協議会を終了いたします。お気をつけてお帰りください。ありがとうございました。

閉会